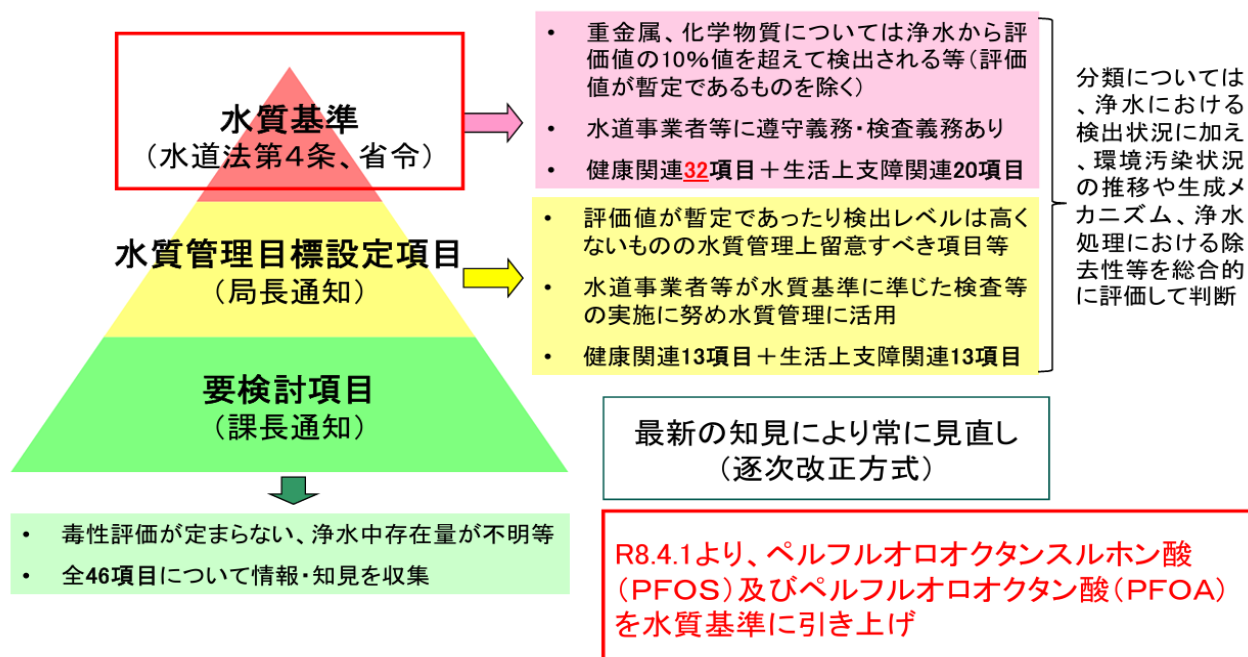


水質基準に関する省令改正の概要について

令和8年4月1日から「PFOS及びPFOA」の項目が追加され、水道水質基準は52項目（健康に関する項目が32項目、生活に関する項目が20項目）となります。

水道水質基準等の体系



水道により供給される水の要件

(水質基準)

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、環境省令で定める。

○水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき環境大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(表は次ページを参照)

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法
(平成15年厚生労働省告示第261号)

水質基準項目(52項目)

令和8年4月1適用

項目	基準	項目	基準
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	27 臭素酸	0.01mg/L以下
2 大腸菌	検出されないこと	28 総トリハロメタン (23、25、29及び30の濃度の総和)	0.1mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	31 ブロモホルム	0.09mg/L以下
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	33 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	34 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	35 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	36 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	37 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	38 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	39 塩化物イオン	200mg/L以下
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	41 蒸発残留物	500mg/L以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	43 ジェオスミン	0.00001mg/L以下
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	45 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	46 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
21 ベンゼン	0.01mg/L以下	47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
22 塩素酸	0.6mg/L以下	48 pH値	5.8以上8.6以下
23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	49 味	異常でないこと
24 クロロホルム	0.06mg/L以下	50 臭気	異常でないこと
25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	51 色度	5度以下
26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	52 濁度	2度以下

衛生設備ニュース

●編集 技術委員会衛生部会
●発行所 (一社)大阪空気調和衛生工業協会 大阪市中央区安土町1丁目7-20(新トヤマビル3階)
TEL. 06-6271-0175 FAX. 06-6271-0177
URL. <http://daikuei.com/>
E-mail. osakakueikyo@tenor.ocn.ne.jp